

《LED防犯灯補助金申請手順》

- ① 新規の取り付け 補助金額 = 1基あたりの設置費用の3分の2(上限2万円) × 設置数
- ② 蛍光灯からLEDに取替 補助金額 = 1基あたりの設置費用の3分の2(上限2万円) × 設置数
- ③ 故障したLEDの取替 補助金額 = 1基あたりの設置費用の2分の1(上限1万円) × 設置数

しくみ	<p>①、②についての補助金申請は、同一年度内に1回限りです。 ③については同一年度内に何度でも可能です。</p>
区長	<p>①宇佐市安全安心まちづくり事業補助金交付申請書 ②補助金の交付を必要とする理由書 ③事業計画書 ④収支予算書 ⑤現場の地図（ゼンリン地図など） ⑥工事前の現場写真 現場写真の撮影方法は、別紙を必ずご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置されているのが従来型防犯灯とわかる近景写真【新設の場合は不要】 ・照射場所が道路と分かる遠景写真 ・設置した電柱番号札の写真【電柱番号札が無い場合は不要】 <p>⑦防犯灯取付業者作成の見積書</p> <p>①～⑦を市役所に提出。</p>
市役所	「宇佐市安全安心まちづくり事業補助金交付決定通知書」を区長に送付
区長	業者の工事を依頼 → 工事完了



※ 業者への工事代を補助金の受領後に支払う場合は、まず請求書(写し)を提出し、業者への支払い完了後に再度、領収書(写し)を提出してください。

補助金の受領前に支払う場合は、領収書(写し)の提出のみで、請求書(写し)は必要ありません。



	補助金交付後に業者に代金を支払う場合	補助金交付前に業者に代金を支払う場合
区長	<p>⑧安全安心まちづくり事業完了報告書 ⑨収支決算書 ⑩安全安心まちづくり事業補助金請求書 ⑪工事完了後の現場写真 ⑫請求書（写し）</p> <p style="text-align: center;">⑧～⑫を市役所に提出</p>	<p style="text-align: center;">業者に工事代金を支払う</p> <p>⑧安全安心まちづくり事業完了報告書 ⑨収支決算書 ⑩安全安心まちづくり事業補助金請求書 ⑪工事完了後の現場写真 ⑬領収書（写し）※振込依頼書では不可</p> <p style="text-align: center;">⑧～⑬を市役所に提出</p>
市役所	<p style="color: red;">補助金請求書に記載した指定口座に補助金を振込</p> <p>※提出された書類に不備等がなければ、30日以内に行います。</p>	
区長	<p style="text-align: center;">業者に工事代金を支払う</p> <p>⑬領収書（写し）を市役所に提出 ※振込依頼書では不可</p>	↓
手続き完了		

上記関係書類提出先：宇佐市役所 危機管理課 交通防犯係 ☎27-8112
安心院支所 地域振興課 地域振興係 ☎44-1111
院内支所 地域振興課 地域振興係 ☎42-5111